

# 【資料編】

**1シート・1か月分データで記載完結！  
今からでも届出できます！**

**外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）専用届出様式作成の手引き  
【令和7年1月改定版】**

# 届出までの流れ

この資料では、以下の順で、様式の作成について説明します。

## 様式のダウンロード

## 様式の作成

届出に関する基本事項を記載

直近1か月の初診料・再診料・訪問診療料の算定回数を記載※

※次回届出からは必要に応じて「ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額」を記載

1か月当たりの賃金改善見込み額を記載

計画書シートの確認と届出書シートのチェック

「別添」シート

「計画書」シート  
「届出書」シート

## 様式の提出

# 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）専用届出様式のダウンロード方法

届出様式は、厚生労働省や地方厚生（支）局のウェブサイトからダウンロードできます。

## 厚生労働省

### ベースアップ評価料特設ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00053.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html)



または

厚生労働省 ベースアップ評価料

検索



## ベースアップ評価料等について

「令和6年度診療報酬改定における賃上げ」に係る医療機関・訪問看護ステーション向け特設ページです。医療機関・訪問看護ステーションの職員の賃金改善を診療報酬でバックアップしています。

職員の賃金改善のためにベースアップ評価料を算定する医療機関・ステーションが増えています。ポイントが分かれば、届出は簡単です。ベースアップ評価料で、処遇改善のペースアップ！



このページにおいて、特に記載がない限り、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」は「外来・在宅ベースアップ評価料」に含まれるものとします。

訪問看護ステーションの皆さまは「6. 訪問看護ベースアップ評価料の届出について」をご覧ください。

### 1. はじめてベースアップ評価料の届出を行う医療機関の皆さまへ

まだベースアップ評価料を届け出していないすべての医療機関が対象です。

## 評価料（Ⅰ）専用届出様式

### 2. 届出様式（医療機関用）

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届出する場合（評価料Ⅰ専用届出様式）

**ベースアップ評価料Ⅰ専用届出様式（Excel形式）** [375KB]  **[NEW]**

**ベースアップ評価料届出様式（Excel形式）** [375KB] 

ベースアップ評価料等に係る届出については、医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局都道府県事務所ごとに設定された**専用メールアドレスにExcelファイル**を提出することにより行ってください。また、メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面で提出してください。詳細は下記PDFファイルをご覧ください。

 [届出様式記載上の注意](#) [266KB] 

# 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）専用届出様式のシート構成

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）専用届出様式のExcelファイルには「別添」「計画書」「届出書」の3つのシートがあります

## 「別添」シート

別添

「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」  
「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」の施設基準に係る届出書添付書類

以下について確認の上、☑を記載すること

- 毎年8月において、前年度の賃金改善の取組状況について、様式98により、「賃金改善実績報告書」を作成し、報告することについて、理解しました。

### ◎届出に関する基本事項

#### 1 保険医療機関に関する情報

保険医療機関コード	
保険医療機関名	
所在地	都道府県
	住所
開設者名	
連絡先	担当者氏名
	電話番号

#### 2 届出を行う評価料（届出を行う項目に☑を記載すること）

- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

別添

計画書

届出書

## 「計画書」シート

別添

（診療所）賃金改善計画書（令和 年度分）

保険医療機関コード  
保険医療機関名

### Ⅰ. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間  
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(2) ベースアップ評価料算定期間  
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※ ベースアップ評価料を算定している期間は、常にベースアップによる賃金改善を実施する必要がある。  
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下、「基本給等」という）の引上げ（以下、「ペア等」という）をいい、定期昇給は含まない。

### Ⅱ-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【（2）の期間中】

(3) 算定金額の見込み	0 円
(4) 翌年度への繰越予定額	0 円
(5) 前年度からの繰越額（令和7年度届出時のみ記載）	0 円
(6) 算定金額の見込み（繰越額調整後）【（3）-（4）+（5）】	0 円

### Ⅱ-2. 当年度における対象職員の賃金改善の見込み額【（1）の期間中】

(7) 全体の賃金改善の見込み額	0 円
(8) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【（6）の再掲】	0 円

### Ⅲ. 対象職員（全体）の賃金改善の見込み額に係る事項

(9) 基本給等に係る賃金改善の見込み額（1か月分）	0 円
----------------------------	-----

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名:

### 【記載上の注意】

1. 本計画書における「賃金改善計画書（令和 年度分）」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「外来・在宅

別添

計画書

届出書

## 「届出書」シート

別添2

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード		届出番号	
又は保険薬局コード			

連絡先

担当者氏名:

電話番号:

### （届出事項）

「」の施設基準に係る届出

↓チェックをしてください。すべての基準に適合していない場合には届出ができません。

- 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。
- 当該届出を行う前6か月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。
- 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。
- 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関がないこと。

別添

計画書

届出書

- 届出に関する基本事項
  - 算定に関する事項
  - 賃金改善に関する事項
- を記載します

「別添」シートの記載情報が転記されるため、記載の必要なし！

「別添」シートの記載情報が転記されるため、チェック欄に☑するだけ！

## 【参考①】直近1か月間の算定回数（実績）

直近1か月間の算定回数（実績）＝1か月当たりのベースアップ評価料算定金額の見込み

直近1か月の「初診料等」「再診料等」「訪問診療料（同一建物以外）」「訪問診療料（同一建物）」の算定回数を確認してください。

### 算定回数に含めるもの

	医科	歯科
初診料等	初診料 小児科外来診療料（初診時） 小児かかりつけ診療料（初診時）	初診料
再診料等	再診料、外来診療料、短期滞在手術等基本料「1」、 小児科外来診療料（再診時）、外来リハビリテー ション診療料、外来放射線照射診療料、地域包括診 療料、認知症地域包括診療料、小児かかりつけ診療 料（再診時）、外来腫瘍化学療法診療料	再診料 外来リハビリテーション診療料 外来放射線照射診療料 外来腫瘍化学療法診療料
訪問診療料（同一建物以外）	在宅患者訪問診療料（Ⅰ）「1」のイ、「2」のイ 在宅がん医療総合診療料（訪問診療を行った場合に 限る）	歯科訪問診療料「1」（同一患家の患者につい て算定した場合を除く）
訪問診療料（同一建物）	在宅患者訪問診療料（Ⅰ）「1」のロ、「2」のロ 在宅患者訪問診療料（Ⅱ）	歯科訪問診療料「1」（同一患家の患者につい て算定した場合）、「2」「3」「4」「5」 歯科訪問診療料 注15、注19

直近3か月間平均の算定回数など、より実際の見込みに近い計算値でも可。

## 【参考②】 ベースアップとは

### ベースアップ（ベア）

- ベースアップ（ベア）は賃金表の改定等による賃金水準を引き上げることを行います。ベースアップ評価料では、毎月支払われる手当の増額による賃金の引上げも「ベア等」に含めることができます。
- 勤続年数の増加や、昇進のために賃金を引き上げた分は、「ベア等」には含まれません。また、一時的に支払われる手当の増加も、「ベア等」には含まれません。

#### ベースアップの考え方

「ベースアップ（ベア）」とは、賃金表の改定等により賃金水準を引き上げることを行います。

号俵	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
1	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
2	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
3	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
4	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
5	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
6	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
7	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
8	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
9	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
10	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●

賃金表内での職員の給与の変動は、定期昇給に該当し、ベアには該当しません。

改定

号俵	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
1	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
2	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
3	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
4	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
5	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
6	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
7	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
8	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
9	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●
10	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●

賃金表に記載の額そのものを引き上げることがベースアップです。

アップ!

#### 賃金表がない場合

賃金表がない医療機関の場合は、給与規程や雇用契約に定める基本給等について、引上げを行います。

なお、基本給等とは、決まって毎月支払われる給与や手当のことを指し、例えば、年俸制で1年に1回定められる額の1月当たり分もこれに該当します。

賃金表がない医療機関では、「ベースアップ評価料手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給することも可能です。

#### ベア等に含まれることができるもの（例）

- 賃金表等の改定等による賃金水準の引上げ
  - 給与規程や雇用契約に定める基本給の引上げ
  - 毎月支払われる手当の増額・新設
- これらに連動して引きあがる賞与分や時間外手当、事業主負担の増額分も含まれます。

#### ベア等に含まれることができないもの（例）

- 定期昇給など従来から予定されている基本給の引上げ
- 一時的に支払われる臨時手当の支給
- 特定の業務等に付随する手当の増額・新設

業績に連動して引き上がる賞与については対象外です

# 【参考③】ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができるもの

ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができるのは以下の項目です

## 基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の引上げ分

基本給

※定期昇給による給与の引き上げのように、従来から予定されている基本給の引き上げは、該当しません。

住居手当

調整手当

家族手当

「別添」シート⑮

役職手当

通勤手当

※同じ職位の資格手当が以前よりも引き上がった場合は該当します。単に昇格により個人の資格手当が増加した場合は該当しません。

資格手当

その他決まって毎月支払われる手当

## 以下のうち、基本給等の引上げに連動して引き上がる部分

賞与

※業績に連動して引き上がる賞与は対象外です

時間外手当

「別添」シート⑯

法定福利費等の事業主負担分

※評価料 I 専用届出様式の「別添」シートの（参考）欄では、（基本給等 + 賞与 + 時間外手当の引き上げ分）×16.5%で自動計算しています。

「決まって毎月支払われる手当」として、例えば「ベースアップ評価手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給することも可能です

## ベースアップ評価料による賃金改善分に含めることができないもの（例）

- 一時的に支払われる臨時手当の支給
- 特定の業務等に付随する手当の増額・新設
- 労働時間の増加に伴う時間外手当等の増額分

## 【参考④】ベースアップ評価料の対象職種

### 賃金改善の対象職種

ベースアップ評価料の対象は、主として医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。）であり、以下に示すとおりです。専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行うものは含まれません。

薬剤師	歯科衛生士	社会福祉士
保健師	歯科技工士	介護福祉士
助産師	歯科業務補助者	保育士
看護師	診療放射線技師	救急救命士
准看護師	診療工ックス線技師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師
看護補助者	臨床検査技師	柔道整復師
理学療法士	衛生検査技師	公認心理師
作業療法士	臨床工学技士	診療情報管理士
視能訓練士	管理栄養士	医師事務作業補助者
言語聴覚士	栄養士	その他医療に従事する職員
義肢装具士	精神保健福祉士	（医師及び歯科医師を除く。）

## 【参考⑤】 ベースアップ評価料算定金額と賃金改善の関係

### 賃金改善実施期間の考え方

- 「別添」シートの「⑬届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は、「①届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」と同じ月もしくはそれより前の月に設定してください。ベースアップ評価料算定期間中は、常にベア等による賃金改善を実施する必要があります。
- 届出様式は毎年度作成が必要です。賃金改善実施期間は年度内の範囲で設定してください。（「⑬届出に係る年度において賃金改善を終了する月」は、原則として年度末の3月とご記入ください。）

### ベースアップ評価料算定金額と賃金改善の関係

- ベースアップ評価料による算定金額（=収入）は全額を対象職員のベア等（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ）に充当する必要があります。
- すなわち、「対象職員（全体）の賃金改善見込み額」 $\geq$ 「算定金額の見込み」とする必要があります。

### 例外

- 対象職員の基本給等を一定割合以上引き上げた場合※には、40歳未満の勤務医及び勤務歯科医並びに事務職員等の当該保険医療機関に勤務する職員の賃金の改善も、ベースアップ評価料を用いた賃金改善の実績に含めて計算することができます。

※令和6年度は令和5年度と比較して2.5%以上引き上げた場合、令和7年度は令和5年度と比較して4.5%引き上げた場合

# ベースアップ評価料算定金額の見込みの方が賃金改善見込み額より大きい場合

「計画書」シートの「(3) 算定金額の見込み」の欄には、「別添」シートの「ベースアップ評価料算定期間の月数」×「1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等による算定金額の見込み」の計算値が表示されます。

また「計画書」シートの「(7) 全体の賃金改善の見込み額」には、「別添」シートの「賃金改善実施期間の月数」×「(参考) 法定福利費 (事業主負担分等を含む) を含む増加額の目安」の計算値が表示されます。

もし、(3) が (7) より大きい場合には、下のように差額が「(4) 翌年度への繰越予定額」に計算されます。

① ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額 0円

※ 初回届出時及び前年度からの繰越がない場合は0と記載すること。

② 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等による算定金額の見込み (①の1か月当たりの金額を含む) 20,650円

③ 賃金改善に関する事項

※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当(以下、「基本給等」という)の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。記載上の注意11参照。

6 賃金改善実施期間

④ 届出に係る年度において賃金改善を開始する月 令和 7年 4月

⑤ 届出に係る年度において賃金改善を終了する月(原則として3月) 令和 8年 3月

※ ベースアップ評価料を算定している期間に、常にベア等による賃金改善を実施する必要がある。

「④届出に係る年度において賃金改善を開始する月」は「⑤届出に係る年度においてベースアップ評価料の算定を開始する月」以前とすること。

7 対象職員(全体)の賃金改善見込み額

⑥ 対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額 12,000円

⑦ ⑥に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額(現時点で不明の場合は0として構わない) 4,200円

(参考) 法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安 18,873円

(3) 算定金額の見込み	20,650円×12か月	247,800円
- (7) 全体の賃金改善の見込み額	18,873円×12か月	226,476円
(4) 翌年度への繰越予定額	247,800円 - 226,476円	21,324円

## II-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(2)の期間中】

(3) 算定金額の見込み	247,800円
(4) 翌年度への繰越予定額	21,324円
(5) 前年度からの繰越額 (令和7年度届出時のみ記載)	0円
(6) 算定金額の見込み (繰越額調整後) 【(3) - (4) + (5)】	226,476円

## II-2. 当年度における対象職員の賃金改善の見込み額【(1)の期間中】

(7) 全体の賃金改善の見込み額	226,476円
(8) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(6)の再掲】	226,476円

## III. 対象職員(全体)の賃金改善の見込み額に係る事項

(9) 基本給等に係る賃金改善の見込み額 (1か月分)	12,000円
-----------------------------	---------

「別添」シート

「計画書」シート

# 【参考⑥】ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツールの紹介

厚生労働省のベースアップ評価料特設ページでは、届出を支援するツールとして、**ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツール**を公開しています。

- 職員に対するベースアップにより、賞与や法定福利費部分を含めた支出がどれくらい増えるか、より厳密に試算したい。
- ベースアップの金額を、ベースアップ評価料を算定することで得られる収入とのバランスを見ながら決めたい。

こうした方は、必要に応じて、ツールを使ってください。ベースアップ評価料特設ページには、ツールのほか、ツールの使用方法の説明動画や資料も公開しています。

厚生労働省ベースアップ評価料特設ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00053.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html)

厚生労働省 ベースアップ評価料

検索



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > ベースアップ評価料等について

## ベースアップ評価料等について

「令和6年度診療報酬改定における賃上げ」に係る医療機関・訪問看護ステーション向け特設ページです。医療機関・訪問看護ステーションの職員の賃金改善を診療報酬でバックアップしています。

職員の賃金改善のためにベースアップ評価料を算定する医療機関・ステーションが増えています。ポイントが分かれば、届出は簡単です。ベースアップ評価料で、処遇改善のベースアップ！



## 3. 届出のための説明動画・支援ツール（医療機関用）

ベースアップ評価料届出をサポートする説明動画、説明資料や支援ツールをご用意しました。（支援ツールを使わなくても届出は可能です。必要に応じて、ご活用ください。）

--- 中略 ---

### ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツール

賃金改善計画書を作成するにあたって、どの数字を計画書のどこに記載すれば良いかわからない方、ベースアップ評価料による収入と賃金改善実施による支出のバランスを見ながら計画を考えたい方のためのツールです。

- [X ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツール\(医科\) \[362KB\]](#) [UPDATED]
- [X ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツール\(歯科\) \[380KB\]](#) [UPDATED]

#### 【説明動画】

- [📺 ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツールの使用方法 \(医科\)](#)
- [📺 ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツールの使用方法 \(歯科\)](#)

#### 【説明資料 (PDF形式)】

- [PDF ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツールの使用方法\(医科\) \[10.1MB\]](#) [UPDATED]
- [PDF ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツールの使用方法\(医科\) \(詳細説明あり版\) \[4.0MB\]](#) [UPDATED]
- [PDF ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツールの使用方法 \(歯科\) \[10.5MB\]](#) [UPDATED]
- [PDF ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツールの使用方法 \(歯科\) \(詳細説明あり版\) \[4.0MB\]](#) [UPDATED]

# 届出様式の提出方法

## 電子メールでの届出のお願い

- 作成した様式は、医療機関がある地方厚生（支）局の都道府県事務所の専用メールアドレス（記載済みの評価料 I 専用様式の「別添」シートの欄外表示もしくは以下の「ベースアップ評価料特設ページ」をご覧ください）に Excel ファイルを提出することにより行ってください。メールアドレスを持っていない等やむを得ない事情がある場合には、書面での提出も可能です。
- 添付する Excel ファイルのファイル名に医療機関コードを記載してください。  
例) 9999999\_ベースアップ評価料届出.xlsx
- メール本文にも、署名等により医療機関名及び連絡先を記載してください。

## オンラインセミナー資料

令和6年度診療報酬改定と賃上げについて  
～今考えていただきたいこと（病院・医科診療所の場合）～  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001211794.pdf>



## 診療報酬改定説明資料

令和6年度診療報酬改定の概要【賃上げ・基本料等の引き上げ】  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001251534.pdf>



## ベースアップ評価料特設ページ

ベースアップ評価料等について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit/suite/bunya/0000188411\\_00053.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit/suite/bunya/0000188411_00053.html)



こちらをご覧ください

# 最後に

## 賃金改善実績報告書について

ベースアップ評価料の届出を行っている医療機関は、毎年8月に前年度の賃金改善の取組状況について報告を行う必要があります。例えば、令和7年3月にベースアップ評価料の届出を行い、令和7年4月から算定を開始した場合は、令和8年8月に前年度の実績報告を行います。

報告の際は、厚生労働省ベースアップ評価料特設ウェブページから、報告書の様式をダウンロードしてください。**（報告書の様式は令和7年4月ごろにウェブページに掲載予定です）**

## 追加届出について

評価料Ⅰ専用届出様式を用いて外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出を行った後に、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）又は入院ベースアップ評価料の届出を行う場合には、従来版の様式により届出を行ってください。この場合には、新規届出の場合と同様に、賃金改善計画書を含めた必要シート全てに記載が必要です。

従来版の様式は、厚生労働省ベースアップ評価料特設ウェブページから、ダウンロードしてください。